

2月17日(月)～3月16日(月)の期間中、地区別に各会場で行います

市・県民税の申告を お忘れなく！

※3月3日(火)までは、公民館での受付期間のため、市役所および秩父宮記念市民会館では申告を受けられません。

申告しなければならない方

- ① 所得の有無に関係なく、令和2年1月1日現在、市内に住所のある方
- ② 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

申告する必要がない方

- ① 給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ② 公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きます）ただし、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させるためには、市・県民税の申告が必要です。

※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。

- ③ 親族の被扶養者になっている方で所得28万円以下の方（16歳以上の国民健康保険加入の方が保険料の軽減を受ける場合は、申告が必要です）
- ④ 税務署に所得税の確定申告をする方

申告の対象となる所得

令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の所得

申告の際に持参していただくもの お出かけ前にもう一度チェック☑を！

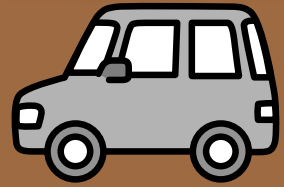
1	<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使用するもの）																			
2	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（番号確認および身元確認書類） ※3ページ下参照																			
3	<input type="checkbox"/> 市または税務署からの案内通知（送られた方のみ）																			
4	<input type="checkbox"/> 所得の計算に必要な資料																			
①	営業所得のある方 売上げ、仕入れなどの帳簿・決算書・領収書など ※收支内訳・合計額を算出してご持参ください。																			
②	給与収入・年金収入のある方 源泉徴収票																			
③	不動産所得のある方 令和元年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																			
5	<input type="checkbox"/> 控除計算に必要な資料																			
①	医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方 「医療費控除の明細書」または支払った医療費の領収書など ※医療費控除の明細書は、記入してご持参ください。 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合は、一定の取り組み（健康診査・予防接種など）を行ったことを明らかにする書類が必要です。																			
②	社会保険料控除のある方 ※社会保険料を口座振替で納付されている方は、1月下旬に郵送された「振替納付済通知書」が必要です。 領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。 ●社会保険料控除対象者																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険料を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付		現金納付	保険料を支払った方
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																		
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																		
介護保険料	口座振替	口座名義人																		
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険料を支払った方																		
国民年金保険料	口座振替	口座名義人																		
	クレジットカード納付																			
	現金納付	保険料を支払った方																		
③	一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除のある方 領収書または支払証明書など ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）については、従前の損害保険料控除が適用されます。																			
④	配偶者（特別）控除、扶養控除のある方 配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。																			
⑤	障害者控除のある方 障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書																			
⑥	寄附金控除のある方 寄附先が発行する領収書など ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、申告する場合は、寄附金控除の申告が必要です。																			

※控除の対象となるのは、昨年（令和元年）中に支払ったものです。

地区別の申告日程および日曜日の申告受付については、市報1月号4ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、申告書には、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。（詳しくは、3ページ下を参照してください。）

問 市民税課市民税担当 ☎22-2209
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課税務担当
吉田 ☎77-11113 大滝 ☎55-10101 荒川 ☎54-2111

軽自動車税のお知らせ



岡市民税課 ☎22-2209

令和2年度の税率

平成27年度税制改正により実施されているグリーン化特例（軽課）措置が2年延長になりました。これにより、平成31年4月～令和2年3月までの間に新規取得した一定の環境性能に優れた三、四輪の軽自動車にはグリーン化特例（軽課）が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、初度検査年月から13年を経過した三・四輪車については、重課税率を適用します。令和2年度においては、初度検査年月が平成19年3月以前の車両が対象になります。

軽自動車税とは？

毎年4月1日現在に、原動機付自転車（125cc以下・ミニカー（255cc以下の二輪・660cc以下の三輪、四輪以上のもの）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）を所有している人に課税される税金

令和2年度 軽自動車税 税率一覧表

車種区分		初度検査年月						
		平成27年4月1日以降	平成31年4月1日～令和2年3月31日			平成19年4月1日～平成27年3月31日	平成19年3月以前（13年以上経過）【注2】	
		標準税率	軽課税率（グリーン化特例）【注1】			据置税率	重課税率	
			75%軽減【①】	50%軽減【②】	25%軽減【③】			
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円	
貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円	
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	【注1】					
	その他のもの	5,900円	①電気自動車・天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）					
原付	50cc以下	2,000円	②乗用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年（令和2年）度燃費基準+30%達成の乗用車					
	50cc超90cc以下	2,000円	貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成のトラック（貨物）					
	90cc超125cc以下	2,400円	③乗用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年（令和2年）度燃費基準+10%達成の乗用車					
	ミニカー	3,700円	貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のトラック（貨物）					
軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600円	※②・③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。					
小型二輪車（250cc超）		6,000円	※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。					
			【注2】自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないことから、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月とします。（特例）					
			なお、新年度を迎えることに重課税の適用範囲は拡大します。					
			・「令和3年度」では、重課税の適用範囲が平成20年3月以前に検査を受けた車両となります。					

軽自動車の変更手続きは3月末までに！

手続きがされない場合は、4月1日時点の所有者に課税されますので、車種ごとの取扱窓口にて次の手続きをお願いします。

- 所有者が転入・転出した場合は…住所変更の手続き
- 軽自動車を廃棄した場合は…廃車手続き
- 軽自動車を譲渡した場合、所有者が死亡した場合は…名義変更の手続き

車種	取扱窓口
・原動機付自転車（125cc以下） ・ミニカー ・小型特殊自動車	・市役所市民税課 ・吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
・二輪の軽自動車（125cc超250cc以下） ・二輪の小型自動車（250cc超）	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027（テレホンサービス）
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112（テレホンサービス）

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。

※軽自動車税は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
- などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
 - パスポート
 - 在留カード
 - 公的医療保険の被保険者証
 - 身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ

所得税及び復興特別所得税の申告は、

自分で作成してお早めに！

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出期限は、令和2年3月16日(月)です。

国税庁の「申告書作成コーナー」で自宅のパソコンなどから作成し、ID・パスワードを利用するとe-Taxで簡単に申告ができます。

問 秩父税務署 ☎ 22-4433

スマホでラクラク確定申告

秩父税務署の確定申告会場では、「スマホコーナー」を設置します。

※詳細は、市報1月号6ページ参照

所得税等の申告相談について

とき 2月17日(月)～3月16日(月)

午前9時～午後4時(土・日を除く)

※受け付けは、午前8時30分から

(提出は午後5時まで)

ところ 秩父税務署

※会場の混雑状況により、受け付けを締め切ることがあります。

税務署閉庁日の提出方法

閉庁日(土・日・祝日)は、秩父税務署での相談・受け付けは行っていないませんが、確定申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外受信箱への投函により提出することができます。

※e-Taxを利用すれば、24時間自宅のパソコンなどからいつでも申告ができます！

問 個人課税部門(自動音声案内「2」番)

問 個人課税部門(自動音声案内「2」番)

問 個人課税部門(自動音声案内「2」番)

申告期限・納期限と振替納付日

税目(簡略表記)	申告期限・納期限	口座振替日
所得税	3月16日(月)	4月21日(火)
贈与税	3月16日(月)	制度なし
消費税	3月31日(火)	4月23日(木)

※新規に口座振替をする場合は振替依頼書の提出が必要です。

台風19号により被害を受けられた皆さんへ

台風19号により被害を受けられた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

災害などにより住宅や家財などに損害を受けた場合には、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除または災害減免法の適用を受けることができます。

問 申告内容・税務相談全般(自動音声案内「0」番)

問 申告内容・税務相談全般(自動音声案内「0」番)

問 申告内容・税務相談全般(自動音声案内「0」番)

税についての中学生・高校生の作文入賞者

受賞名	学校名	学年	題名	氏名
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	3年	安心した生活をおくるために	荒川 大地
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	1年	母を助けてくれたのは	山口 比奈
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第一中学校	1年	ふるさとを想う祖母のために	荒木 莉乃
秩父地区納税貯蓄組合連合会会長賞	荒川中学校	3年	税金と私達のつながり	千島 美結
秩父税務署長賞	秩父第一中学校	3年	僕が産まれたこの国は	黒澤 博仁
埼玉県秩父県税事務所長賞	大田中学校	2年	「大人になる」って大変だ！	黒沢こはる
埼玉県租税教育推進協議会長賞	吉田中学校	3年	税の偉大さ	新井 双葉
秩父税務署長賞	秩父農工科学高校	1年	住みやすい町	小林奈々未
埼玉県租税教育推進協議会長賞	秩父農工科学高校	1年	災害と税金	新井 麻央

税に関する中学生の標語・税についての作文入賞作品を展示中！

秩父地区納税貯蓄組合連合会、秩父郡市租税教育推進協議会および秩父税務署では、税についての関心を高め、正しい理解を深めることを目的として、中学生・高校生を対象に「税についての作文」

を募集しました。今年度もたくさん応募があり、優秀作品に対して、令和元年11月13日に表彰式が行われました。「税についての作文」および秩父税務署管内国税モニター会主催「税に関する中学生の標語」の入賞作品を、秩父税務署2階に掲示しています。ぜひご覧ください。

問 総務課(自動音声案内「2」番)